

計画の概要

実績

特記事項

1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画のねらい

- この計画は、6大港（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾）における港湾労働者に係る労働力需給調整、雇用改善、能力の開発・向上に関し、国、都府県、港湾労働者雇用安定センター（以下「センター」という。）、事業主及び事業主団体が講ずべき措置の指針を示すものである

(2) 計画の背景と課題

- イ 港湾労働者の雇用改善及び能力開発・向上の現状
- 港湾運送事業は、貨物の取扱量が日ごとに変動するという特徴（港湾運送の波動性）を有しており、企業外労働力に依存せざるを得ない状況にある。企業外労働力として日雇労働者に依存することは労働者の雇用の安定上も問題があるだけでなく、その就労に際し、第三者が不当に介入する弊害も生ずる恐れがある。
また、港湾運送事業主には、中小企業が多いこともあり、他の産業に比して、雇用改善、能力開発について、なお改善の余地のある状況にある。

・実労働時間及び賃金の推移<表1>【参考資料1のP3】

<港湾>	実労働時間（月平均）			賃金 （月平均）	<全産業>	実労働時間（月平均）			賃金 （月平均）
	所定	所定外				所定	所定外		
① 平成26年	160H	42H	202H	351,000円	① 平成26年	163H	14H	177H	329,600円
② 平成30年	156H	33H	189H	356,200円	② 平成30年	164H	13H	177H	336,700円
②-①	▲4H	▲9H	▲13H	5,200円	②-①	1H	▲1H	0H	7,100円

ロ 今後の港湾労働対策の課題

- 上記に加え、規制改革の影響や、貨物輸送のコンテナ化等の近代的荷役の進展など、近年、港湾労働を取り巻く環境が大きく変化している。港湾労働者自身が高度な技能・技術を習得することはもちろん、港湾運送事業主においても高度な技能労働者を確保することが課題となっている。
- 今後の港湾労働対策においては、「港湾労働者派遣制度」の適切な運営及び有効活用の促進、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した港湾労働者の雇用改善、能力開発及び向上を促進するための施策の推進等を通じて、引き続き港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図っていくことが重要である。

・6大港におけるコンテナ貨物量の推移<表2>【参考資料1のP3】

(単位：百万トン)			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①船積積卸量	685	659	663
②船積積卸量 (コンテナ)	465	451	460
③コンテナ化率 (②/①)	67.9%	68.4%	69.4%

港湾雇用安定等計画(平成26年度～平成30年度)の達成状況等について②

計画の概要

実績

特記事項

(3) 計画の期間

- 計画の期間は、平成26年度から平成30年度までとする。

2. 港湾労働者の雇用の動向に関する事項

・船舶積卸量(1頁の表2参照)

(1) 港湾運送量の動向

- 6大港の船舶積卸量は、平成21年度以降増加傾向にあり、平成23年度においては、668百万トン。これに占めるコンテナ貨物の割合は、69.2%。

(2) 港湾労働者の雇用の動向

- 6大港における常用港湾労働者数は、平成14年度以降増加傾向にあり、平成24年度においては、32,619人。

・常用港湾労働者数の推移<表3>【参考資料1のP4】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
常用港湾労働者数(人)	33,604	33,403	33,615	33,639	33,872
前年度比	102.1%	99.4%	100.6%	100.1%	100.7%

- 6大港における常用港湾労働者の月間平均就労延日数は、港湾労働者の企業常用化の推進により、平成24年度においては、約54万4千人日(港湾労働者派遣制度による就労人日を含む。)であり、全体の96.8%を占める。

・就業形態別港湾労働者数の推移<表4>【参考資料1のP4】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	(単位:人日)				
①常用港湾労働者(月平均)	545,573 96.7%	531,679 96.5%	529,713 96.5%	530,474 96.4%	537,977 96.4%
②港湾派遣労働者(月平均)	2,391 0.4%	2,224 0.4%	2,224 0.4%	2,202 0.4%	2,278 0.4%
③<①+②>	547,964 97.1%	533,903 96.9%	531,937 96.9%	532,676 96.8%	540,255 96.8%
④日雇労働者(月平均)	16,409 2.9%	17,046 3.1%	16,822 3.1%	17,666 3.2%	17,678 3.2%
うち安定所紹介	1,969 0.3%	1,985 0.4%	1,806 0.3%	1,587 0.3%	1,406 0.3%
うち直接雇用	14,440 2.6%	15,061 2.7%	15,016 2.7%	16,079 2.9%	16,272 2.9%
合計<③+④>	564,373	550,949	548,759	550,342	557,933

※斜体は、全体に占める構成比

港湾雇用安定等計画(平成26年度～平成30年度)の達成状況等について③

計画の概要

実績

特記事項

3. 労働力の需給調整の目標に関する事項

(1) 労働力需給調整の目標

○ 港湾における荷役作業については、今後とも、各事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とし、企業外労働力としては港湾労働者派遣制度による他の事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とするについて徹底を図ることにより、港湾労働者の常用化を更に推進するとともに、常用労働者の雇用の安定に一層努める。

(2) 労働力需給調整に関して講ずべき措置

イ 国及び都府県が講ずる措置

○ 事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行うことにより、港湾荷役作業については、各事業主に雇用される常用労働者によって処理することを原則とする港湾労働法の趣旨及び目的の更なる周知徹底を図る。

○ 港湾労働者派遣制度の適正な運営・有効活用の促進及び雇用秩序維持対策を講ずることにより、常用労働者の就労の機会を確保し、その雇用の安定を図る。

○ 事業主が求める人材及び日雇い労働者が有する技能・経験等のマッチングが各港湾の固有の事情に応じて円滑に図られるよう、事業主・事業主団体とも連携しつつ、公共職業安定所による適格な紹介の実施に向けた機能の充実・強化を図る。

また、各事業主における直接雇用の日雇労働者の利用状況の的確な把握に引き続き努め、多数使用する事業主に対しては、雇用管理に関する勧告を含め、必要な指導を行い、直接雇用の日雇労働者の月間平均就労延日数の減少に更に努める。

・雇用保険二事業における目標は達成。

・港湾派遣労働者の推移<表5>【参考資料1のP4】

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
港湾派遣労働者(人日) (月平均)	2,391	2,224	2,224	2,202	2,278
前年度比	105.2%	93.0%	100.0%	99.0%	103.5%

・日雇労働者の推移<表6>【参考資料1のP4】

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
日雇労働者(人日)(月平均)	16,409	17,046	16,822	17,666	17,678
※下段は前年度比	92.4%	103.9%	98.7%	105.0%	100.1%
うち安定所紹介(人日)	1,969	1,985	1,806	1,587	1,406
うち直接雇用(人日)	14,440	15,061	15,016	16,079	16,272

【達成理由】

派遣のあっせん成立率の目標を88%以上とし、港湾労働者雇用安定センターにおいて、積極的に労働力の需給の調整に関する情報収集、整理等を行いあっせんを行った結果、平成30年度のあっせん成立率は、92.8%となり目標を達成。

・港湾労働の雇用ルールについて、引き続き、周知を進める。

港湾雇用安定等計画(平成26年度～平成30年度)の達成状況等について④

計画の概要

- 港湾労働法遵守強化旬間等を通じて、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、雇用秩序連絡会議の積極的開催、港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、効果的な現場パトロール及び立入検査の実施、雇用管理に関する適時適切な勧告等を引き続き実施することにより、違法就労の防止を図る。
また、労働者派遣法又は職業安定法に違反する形態による労働力の需給調整については、その是正指導及び防止の更なる徹底を図る。

実績

- ・雇用秩序連絡会議の開催状況【参考資料1のP13】
平成26年度～平成30年度の各年度の実施回数は9回で増減はない。

- ・現場パトロール実施状況<表7>【参考資料1のP10】

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実施回数	644	644	657	678	672
実施事業所数	3,017	2,890	2,779	2,713	2,705

- ・事業所訪問指導及び立入検査の実施状況<表8>【参考資料1のP10】

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実施回数	386	343	372	399	486
実施事業所数	668	637	677	720	845

特記事項

- 公共職業安定所においては、常用労働者に係る適切な紹介の実施、求人・求職情報の積極的な提供等を行うとともに、事業主が求める人材及び日雇労働者が有する技能・経験等のマッチングが各港湾における固有の事情に応じて円滑に図られるよう、事業主及び事業主団体とも連携しつつ日雇労働者の求職の動向等の的確な把握に努め、公共職業安定所の紹介による必要な労働力の確保に努める。

- ・安定所紹介の日雇労働者の就労状況（3頁の表6参照）

- ・日雇労働者の直接雇用の縮減に向けて、各港湾の固有の事情に応じた取組を、引き続き実施していくこととする。

- 港湾労働雇用安定センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。

- ・公共職業安定所と港湾労働雇用安定センターが適宜連携をとりながら指導している。
なお、事業所訪問等を通じ、必要な指導を実施している。

- ・適切に実施。引き続き実施していくこととする。

- 共同受注・共同就労を基準に照らし適正な請負として実施すべきことについて、事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行う。

港湾雇用安定等計画(平成26年度～平成30年度)の達成状況等について⑤

計画の概要	実績	特記事項																		
<p>ロ センターが講ずる措置</p> <p>○ 業務の具体的内容、求められる技能等に関するあっせん申込み内容をきめ細やかに収集・確認の上であっせん先に対して情報提供を行う等港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、そのあっせん機能の充実及び強化を行う。</p>	<p>・雇用保険二事業における目標は達成。</p>	<p>【達成理由】 派遣のあっせん成立率の目標を88%以上とし、港湾労働者雇用安定センターにおいて、積極的に労働力の需給の調整に関する情報収集、整理等を行いあっせんを行った結果、平成30年度のあっせん成立率は、92.8%となり目標を達成。</p> <p>・港湾労働の雇用ルールについて、引き続き、周知を進める。</p>																		
<p>○ あっせんに係る要請の内容をきめ細やかに確認するとともに、事業主、港湾労働者等に対して、港湾労働者派遣事業に関する相談その他の援助を行う。</p>	<p>・港湾労働者雇用安定センターにおける港湾運送事業所等からの相談実施状況 <表9> 【参考資料1のP22】</p> <table border="1" data-bbox="614 564 1392 768"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 26年度</th> <th>平成 27年度</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実施状況(件)</td> <td>6,432</td> <td>7,019</td> <td>6,550</td> <td>6,674</td> <td>6,354</td> </tr> <tr> <td>前年度比</td> <td>117.1%</td> <td>109.1%</td> <td>93.3%</td> <td>101.9%</td> <td>95.2%</td> </tr> </tbody> </table>		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	相談実施状況(件)	6,432	7,019	6,550	6,674	6,354	前年度比	117.1%	109.1%	93.3%	101.9%	95.2%	<p>・引き続き実施。</p>
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度															
相談実施状況(件)	6,432	7,019	6,550	6,674	6,354															
前年度比	117.1%	109.1%	93.3%	101.9%	95.2%															
<p>ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置</p> <p>○ 公共職業安定所による適格な紹介の実施に向けた機能の充実・強化に係る取組に対して積極的に協力する等、直接雇用の日雇労働者の利用が例外的となるように努める。</p>	<p>・安定所紹介の日雇労働者の就労状況(3頁の表6参照)</p>	<p>・引き続き実施。</p>																		
<p>○ 港湾労働法に定められた届出、報告等の手続を適正に実施する。</p>		<p>・引き続き実施。</p>																		
<p>○ 港湾労働者の派遣の送出し又は受入れを求める場合には、センターに対して、具体的な業務内容、必要とされる技能等具体的かつ詳細な情報を積極的に提供するよう努めるとともに、センターが行うあっせんに協力するよう努める。</p> <p>○ 事業主団体は、事業主が講ずる上記措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。</p>		<p>・引き続き実施。</p>																		

港湾雇用安定等計画(平成26年度～平成30年度)の達成状況等について⑥

計画の概要	実績	特記事項																																		
<p>4. 港湾労働者の雇用改善・能力開発を促進するための方策に関する事項</p> <p>(1) 雇用改善を促進するための方策</p>																																				
<p>イ 国が講ずる措置</p> <p>○ 雇用管理者の選任の徹底等により、事業主の雇用管理の改善の一層の促進を図るとともに、労働基準法等関係法令に定める労働条件の基準の遵守の更なる徹底や労働災害防止計画の計画的な推進等を図るとともに、関係者の協力を得つつ必要な対策が実施されるよう努める。</p>	<p>・雇用管理者選任届出事業所 平成26年度～30年度の間、対象事業所全てが選任を行っている。 【参考資料1のP9】</p> <p>・労働災害の発生状況<表10> 【参考資料1のP14、15】</p> <table border="1" data-bbox="620 472 1412 682"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾運送業</td> <td>死者数(人)</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>(港湾荷役業)</td> <td>死傷者数(人)</td> <td>349</td> <td>284</td> <td>286</td> <td>331</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全産業</td> <td>死者数(人)</td> <td>1,057</td> <td>972</td> <td>928</td> <td>978</td> <td>909</td> </tr> <tr> <td>死傷者数(人)</td> <td>119,535</td> <td>116,311</td> <td>117,910</td> <td>120,460</td> <td>127,329</td> </tr> </tbody> </table>			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	港湾運送業	死者数(人)	5	8	10	8	4	(港湾荷役業)	死傷者数(人)	349	284	286	331	330	全産業	死者数(人)	1,057	972	928	978	909	死傷者数(人)	119,535	116,311	117,910	120,460	127,329	<p>・引き続き実施。</p>
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																														
港湾運送業	死者数(人)	5	8	10	8	4																														
(港湾荷役業)	死傷者数(人)	349	284	286	331	330																														
全産業	死者数(人)	1,057	972	928	978	909																														
	死傷者数(人)	119,535	116,311	117,910	120,460	127,329																														
<p>○ 違法就労の防止の観点から、港湾倉庫など港湾区域における港湾労働法等の適用関係については、各港湾の実情を勘案し検討を行う。</p>		<p>・平成30年10月に港湾労働者証の色分けを実施。</p>																																		
<p>ロ センターが講ずる措置</p> <p>○ 港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した雇用管理者研修及び雇用管理の改善に関する相談その他の援助を実施する。</p>	<p>・雇用管理者研修参加人数(括弧内は開催回数) 【参考資料1のP20】</p> <p>平成26年度：409人(6回) 平成27年度：422人(6回) 平成28年度：386人(6回) 平成29年度：376人(6回) 平成30年度：432人(6回)</p> <p>・港湾労働者雇用安定センターにおける港湾運送事業所等からの相談実施状況(5頁の表9参照)</p>	<p>・引き続き実施。</p>																																		
<p>ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置</p> <p>○ 日曜・夜間荷役が継続的に行われる場合には、労使間の協議に基づき、交替制勤務の導入等による所定外労働時間の削減等適切な雇用管理の実施を図るほか、港湾貨物運送事業労働災害防止協会の活動を通じ、事業主が協力して労働安全衛生対策を講ずる等、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した労働環境の整備に努める。</p>	<p>・日曜・夜間荷役等の状況<表11> 【参考資料2のP33】</p> <table border="1" data-bbox="620 1133 1286 1372"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年</th> <th>平成30年</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①大幅に増加している</td> <td>0.1%</td> <td>0.5%</td> <td>0.4P</td> </tr> <tr> <td>②ある程度増加している</td> <td>4.0%</td> <td>5.9%</td> <td>1.9P</td> </tr> <tr> <td>③特に変化なし</td> <td>72.5%</td> <td>68.2%</td> <td>▲4.3P</td> </tr> <tr> <td>④減少している</td> <td>9.1%</td> <td>9.6%</td> <td>0.5P</td> </tr> <tr> <td>⑤不明</td> <td>14.3%</td> <td>15.8%</td> <td>1.5P</td> </tr> </tbody> </table>		平成25年	平成30年	増減	①大幅に増加している	0.1%	0.5%	0.4P	②ある程度増加している	4.0%	5.9%	1.9P	③特に変化なし	72.5%	68.2%	▲4.3P	④減少している	9.1%	9.6%	0.5P	⑤不明	14.3%	15.8%	1.5P											
	平成25年	平成30年	増減																																	
①大幅に増加している	0.1%	0.5%	0.4P																																	
②ある程度増加している	4.0%	5.9%	1.9P																																	
③特に変化なし	72.5%	68.2%	▲4.3P																																	
④減少している	9.1%	9.6%	0.5P																																	
⑤不明	14.3%	15.8%	1.5P																																	

港湾雇用安定等計画(平成26年度～平成30年度)の達成状況等について⑦

計画の概要

(2) 能力開発を促進するための方策

イ 国が講ずる措置

○ ガントリークレーン等の革新荷役機械に係る教育訓練を効果的に実施できるよう、シミュレーターを導入し、ガントリークレーンに加えて当該シミュレーターを活用した新たな講習が行えるよう措置を講じる。

○ 港湾短大を始めとする公共職業能力開発施設において、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した職業訓練の効率的な実施に努めるほか、講師の派遣や施設の提供等事業主が行う教育訓練を支援、促進する。

○ 港湾技能研修センターにおいて、国により措置されたシミュレーターを活用した講習を実施することにより、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した技能労働者の育成するとともに、港湾労働者に対する相談援助や各種講習を実施するほか、認定職業訓練施設に対する補助金制度を活用すること等による運営基盤の強化、港湾労働者の能力開発・向上に対する事業主の自覚の高揚に努め、事業主に対して同センターの積極的利用を促す。

実績

・ 公共職業能力開発施設への講師派遣・施設提供<表12>【参考資料1のP18】

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
講師派遣状況(人)	22	32	25	23	24
施設提供状況(件)	222	184	223	273	287

・ 港湾技能研修センター訓練受講者数(港湾荷役・クレーン運転)<表13>【参考資料1のP19】

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
港湾荷役受講者	452	468	514	503	464
クレーン運転受講者	596	620	709	767	646
合計	1,048	1,088	1,223	1,270	1,110

・ 教育訓練実施状況(延べ数)<表14>【参考資料2のP35】

	平成25年	平成30年	増減
新規採用時の訓練実施事業所数 (社内訓練+委託訓練)	770	804	34
在職者の訓練実施事業所数 (社内訓練+委託訓練)	1,445	1,367	▲78

・ 教育訓練の種類<表15>【参考資料2のP35】

	平成25年	平成30年	増減
①安全衛生	40.0%	40.9%	0.9P
②フォークリフト運転	24.3%	25.6%	1.6P
③クレーン運転	6.7%	7.3%	0.6P
④ガントリークレーン運転	2.5%	2.1%	▲0.4P
⑤ショベル・ストラドル運転	3.4%	3.3%	▲0.1P
⑥大型特種自動車等運転	6.2%	5.3%	▲0.9P
⑦他の荷役機械運転	3.9%	3.9%	0
⑧その他	12.9%	11.7%	▲1.2P

特記事項

・ 達成
平成26年4月より、港湾技能研修センターにシミュレーターを導入し、講習を実施している。

・ 効果的・効率的な教育訓練の実施のため、平成29年度に上記シミュレーターにトランスファークレーンのシミュレーション機能を追加。引き続き実施。

・ 適切に実施。引き続き実施していくこととする。
・ 雇用保険二事業において、平成27年度より「相談援助、講習、雇用管理者研修または派遣元責任者講習を利用した実績のある事業所にかかる当年の離職率が、雇用動向調査による前年の全産業の離職率未満となること」というアウトカム目標が加えられた。

港湾雇用安定等計画(平成26年度～平成30年度)の達成状況等について⑧

計画の概要	実績	特記事項												
<p>ハ 事業主が講ずる措置</p> <p>○ 雇用する港湾労働者の職業生活の全期間を通じた段階的かつ体系的な教育訓練を行うよう配慮する。</p>														
<p>5. 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための事項</p> <p>(1) 国が講ずる措置</p> <p>○ 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するために必要な指導を行うとともに、同制度の趣旨の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣契約の締結に際して、センターのあっせんを受けることが適当であること 港湾労働者派遣事業は自己の営む港湾運送事業に付随して行うことが適当であること 港湾労働者派遣の役務を専ら特定の者に一方的に提供することを目的として活用すること及び労働者を専ら派遣就業に従事させることは適当ではないこと 港湾労働者派遣制度の対象とする労働者にはあらかじめ本人の同意が必要であること 派遣対象とする労働者が主として従事している業務についてのみ派遣が認められること 派遣先事業主も派遣中の労働者について法に基づく労働安全衛生上の措置等を講じる必要があること 	<p>・ 港湾労働者派遣事業の許可の取得率<表16></p> <table border="1" data-bbox="614 382 1402 668"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①港湾労働者派遣許可事業所数 (年度末時点)</td> <td>289</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>②港湾労働法適用事業所数 (年末時点)</td> <td>1,000</td> <td>1,002</td> </tr> <tr> <td>③港湾労働者派遣許可の取得率 (①/②)</td> <td>28.9%</td> <td>28.3%</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	①港湾労働者派遣許可事業所数 (年度末時点)	289	284	②港湾労働法適用事業所数 (年末時点)	1,000	1,002	③港湾労働者派遣許可の取得率 (①/②)	28.9%	28.3%	<p>・ 引き続き実施 新規許可及び有効期間の更新について適正審査等を実施することにより、港湾労働者派遣事業を実施しているところ。</p>
	平成29年度	平成30年度												
①港湾労働者派遣許可事業所数 (年度末時点)	289	284												
②港湾労働法適用事業所数 (年末時点)	1,000	1,002												
③港湾労働者派遣許可の取得率 (①/②)	28.9%	28.3%												
<p>○ 港湾労働者派遣制度の実施状況の的確な把握に努めるとともに、港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を通じて、港湾労働者派遣制度の適正な運営を図るとともに同制度の更なる活用促進のため、派遣労働者が派遣就業する日数の上限緩和について検討する。</p>	<p>・ 現場パトロール実施事業所数 (4頁の表7参照)</p>	<p>・ 平成27年3月の港湾労働専門委員会にて、「六大港全体で、上限の7日を利用している割合がそれほど高いとは言えない状況等から、現段階では、就業日数の上限緩和は行わない」という結論を得た。 港湾労働者派遣制度の実施状況の的確な把握、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等については、引き続き実施。</p> <p>● 6大港における港湾労働者証の交付に併せたワッペンへの配付のについて検討</p>												
<p>○ センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。</p>	<p>・ 事業所訪問指導及び立入検査の実施状況 (4頁の表8参照)</p>	<p>・ 適切に実施。引き続き実施していくこととする。</p>												
<p>(2) センターが講ずる措置</p> <p>○ 港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、そのあっせん機能の充実及び強化を図る。</p>	<p>・ 適宜連携をとっている。</p>													

港湾雇用安定等計画(平成26年度～平成30年度)の達成状況等について⑨

計画の概要

実績

特記事項

- 労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容をきめ細やかに確認するとともに、派遣元責任者研修を行うほか、事業主、港湾労働者等に対して、港湾労働者派遣制度に関する相談その他の援助を行う。

・派遣元責任者講習参加者数<表17>(【参考資料1のP21】)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実施回数(回)	12	12	12	12	12
参加者数(人)	517	495	504	526	485

- ・適切に実施。引き続き実施していくこととする。

(3) 事業主及び事業主団体が講ずる措置

- 事業所における港湾労働者の需給の状況に関する具体的かつ詳細な情報を積極的に提供するよう努めるとともに、センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める。

・相談実施件数(5頁の表9参照)

- 港湾労働者派遣制度の許可基準とされている自己の営む港湾運送事業に付随した派遣事業の実施、適正な派遣料金、派遣就業の日数の上限等を遵守するとともに、一定の経験・資格を有する者のみを同制度の対象とし、法に基づく労働安全衛生上の措置等を的確に実施する等、港湾労働者派遣制度を制度の趣旨に沿って活用する。

- 事業主団体は、事業主が講ずる上記の措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。